

毎週火・金曜日発行（当日が休日には、休日の翌日）



福島県報

目次

規則
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第十五号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「福島県部等設置条例」を「福島県部設置条例」に、「設けられた部等」を「設けられた部」に改める。

第七条の見出しを「（総室等及び課）」に改め、同条第一項本文中「部等」を「部」に、「総室を」を「総室等を」に、「当該総室」を「当該総室等」に改め、同項の表部等の項中「部等」を「部」に、「総室」を「総室等」に改め、同表知事直轄の項を削り、同表総務部の項中

「**財務総室**」を「**総務課**」に改め、同表知事直轄の項を削り、同表総務部の項の次に次のように加える。

「**知事公室**」

「**秘書課**」

「**政策調査課**」

「**広報課**」

「**財務課**」

「**総務課**」

「**入札監視課**」

「**入札監視課**」

「**入札監視課**」

「**入札監視課**」

「**入札監視課**」

危機管理部

力安全対策課

第七条第一項の表生活環境部の項中「青少年・男女共生課」を「男女共生課」に、

「**県民安全総室**」
「**環境共生総室**」
「**環境保全総室**」
「**原子力損害対策総室**」
「**環境共生**」
「**環境保全**」
「**原子力損害対策**」
「**避難者支援課**」
「**放射線監視室**」

総室
「**環境共生課**」
「**自然保護課**」
「**水・大気環境課**」
「**産業廃棄物課**」
「**除染対策課**」
「**環境共生**」
「**自然保護課**」
「**水・大気環境課**」
「**産業廃棄物課**」
「**除染対策課**」
「**原子力損害対策**」
「**避難者支援課**」

中
「**生活福祉総室**」
「**自立支援総室**」
「**社会福祉課**」
「**福祉監査課**」
「**高齡福祉課**」
「**障がい福祉課**」
「**生活福祉**」

社総室
「**社会福祉課**」
「**福祉監査課**」
「**高齡福祉課**」
「**障がい福祉課**」
「**生活福祉**」

化スポーツ局を」の下に、「保健福祉部に子ども未来局を」を加え、同条第三項中「及び生活拠点課」を、「避難者支援課、生活拠点課及び原子力損害対策課」に改め、同条第六項の表職員業務課の項の次に次のように加える。

「**原子力安全対策課**」

「**放射線監視室**」

第七条第六項の表原子力安全対策課の項を削り、同表地域医療課の項中「感染・看護室」を「医療人材対策室」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 子ども未来局に子ども・青少年政策課、子育て支援課及び児童家庭課を置く。
第八条第一項中「知事直轄に総合安全管理室」を「危機管理部に危機管理室」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「総合安全管理室」を「危機管理室」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条の見出し及び同条本文中「総務部各総室」を「総務部各総室等」に改め、同条の表財務総室の項の次に次のように加える。

- 一 知事及び副知事の秘書に関すること。
- 二 皇室に関すること。

- 三 式典、儀礼等に関する事。
- 四 栄典、知事表彰等に関する事。
- 五 知事宛ての陳情書等の整理に関する事。
- 六 部長会議に関する事。
- 七 知事の特命事項の調整及び処理に関する事。
- 八 行政施策の調査に関する事。
- 九 全国知事会等に関する事。
- 十 政策監会議に関する事。
- (広報課)
- 十一 県政の広報に関する事。
- 十二 庁内記者クラブに関する事。
- 十三 庁内広報に関する事。
- (県民広聴室)
- 十四 県政の広聴に関する事。
- 十五 県政相談に関する事。
- 十六 県民の交通事故相談に関する事。
- 第十條の次に次の一条を加える。
- (危機管理部危機管理総室の分掌事務)
- 第十條の二 危機管理部危機管理総室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (危機管理総室)
- (危機管理課)
- 一 部内の事務の総合企画及び調整に関する事。
- 二 部内における人事、予算及び経理に関する事。
- 三 危機管理に係る総合企画及び調整に関する事。
- 四 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事。
- 五 県地域防災計画の実施に関する事。
- 六 国民保護法制に関する事。
- 七 国土強靱化地域計画に関する事。
- 八 消防防災航空センター、原子力センター及び消防学校に関する事。
- (消防保安課)
- 九 消防に関する事。
- 十 火災の予防に関する事。
- 十一 危険物の規制に関する事。
- 十二 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する事。
- 十三 火薬類及び猟銃等の取締りに関する事。
- 十四 電気工事士及び電気工業業に関する事。
- 十五 県地域防災計画の実施に関する事。

- (災害対策課)
- 十六 災害対策に関する事。
- 十七 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関する事（避難者支援課の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 被災者生活再建支援制度等に関する事（避難者支援課の所掌に属するものを除く。）。
- 十九 総合情報通信ネットワーク（防災行政無線を含む。）に関する事。
- 二十 県地域防災計画の実施に関する事。
- (原子力安全対策課)
- 二十一 原子力安全対策の総合調整に関する事。
- 二十二 原子力発電所施設に係る安全対策に関する事。
- 二十三 原子力災害対策に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二十四 原子力防災及び放射線に係る知識の普及に関する事。
- 二十五 県地域防災計画の実施に関する事。
- (放射線監視室)
- 二十六 環境放射線モニタリングの総合調整に関する事。
- 二十七 環境放射線モニタリングのデータの公表に関する事。
- 第十一條の表情報統計総室の項中第十號を第十一號とし、第九號を第十號とし、
- 「(統計課)
- 統計の総合企画及び調整に関する事。」を「(統計課)
- 九 統計の総合企画及び調整に関する事。」に改め、第七號の次に次の一號を加える。
- 八 社会保障・税番号制度に関する事。
- 第十一條の表避難地域復興局の項を次のように改める。
- 避難地域復興局
- (避難地域復興課)
- 一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の規定に基づき平成二十三年四月二十二日に警戒区域若しくは計画的避難区域（以下「警戒区域等」という。）又は緊急時避難準備区域がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する事。
- (避難者支援課)
- 二 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三号、第四号、第二十二條の三及び第二十七條の三において同じ。）による避難者支援に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- 三 災害救助法に基づく費用の支弁に関する事（東日本大震災に係るものに限る。）。
- 四 被災者生活再建支援制度等に関する事（東日本大震災に係るものに限る。）。
- (生活拠点課)

五 警戒区域等がその区域内に設定された市町村の長期避難者等の生活拠点の整備に係る企画、調整及び推進並びに当該生活拠点の整備に関連する環境整備に関すること。

(原子力損害対策課)

六 原子力損害対策に係る総合企画及び調整に関すること。

七 原子力損害の賠償の請求に係る支援及び調整に関すること。

八 原子力損害の賠償に係る相談に関すること。

第十二条の表生活環境総室の項第四号中「消防防災航空センター、」及び「原子力センター、消防学校」を削り、同項中 「(青少年・男女共生課)

十二 青少年の育成施策の総合企画及び調整に関すること。」を

(男女共生課)

「(男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び調整に関すること。）」に改め、第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十六号を

第十四号とし、 「(生活交通課)

十七 生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」を

(生活交通課)

生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十八号を第十六号

とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、 「(国際課)

二十一 国際化施策の企

画及び調整に関すること。」を

(国際課)

改め、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、 「(旅券室)

二十四 海外渡航

に関すること。」を

(旅券室)

「(旅券室)に改め、同表県民安全総室の

項及び原子力損害対策総室の項を削る。」

第十三条の見出し及び同条本文中「保健福祉部各総室」の下に「及びこども未来局」

を加え、同条の表生活福祉総室の項中 「(介護保険室)

十八 介護保険に関すること。」を

(介護保

険室)に改め、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、

「(高年齢福祉課)

第十五号を第十六号とし、 「(高年齢福祉課)

十四 高齢社会対策の総合企画及び調整に関すること。」

を 「(高年齢福祉課)

十五 高齢社会対策の総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十三号を第十

四号とし、 「(福祉監査課)

十二 社会福祉法人の認可に関すること。」を

(福祉監査課)

十三 社会福祉法人の認

可に関すること。」に改め、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 生活困窮者の自立支援に関すること。

第十三条の表生活福祉総室の項に次のように加える。

(障がい福祉課)

二十 障がい者施策の総合企画及び調整に関すること。

二十一 障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関すること。

二十二 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。

二十三 障がい者の社会参加の促進に関すること。

二十四 障がい者の権利擁護に関すること。

第十三条の表自立支援総室の項を削り、同表健康衛生総室の項中第十五号から第十七号までを削り、第十四号を第十七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り下

げ、 「(県民健康調査課)

九 原子力災害の影響に係る県民の健康調査に関すること。

(地域医療課)

十 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の施行に関すること。」

健康調査課)

原子力災害の影響に係る県民の健康調査に関すること。

医療課)

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の施行に関すること。」

次の三号を加える。

九 感染症の予防に関すること。

十 予防接種に関すること。

十一 結核の予防に関すること。

第十三条の表健康衛生総室の項中 「(感染・看護室)

十九 感染症の予防に関すること。」を

(医療

人材対策室)に改め、同項第二十号及び第二十一号を次のように

改める。

二十 診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、

作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び義肢装具士に関すること。

二十一 あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。

第十三条の表に次のように加える。

こども未来局

(こども・青少年政策課)

一 子どもに関する施策の総合企画及び調整に関すること。

二 少子化対策の総合企画及び調整に関すること。

三 児童の健全育成に関すること。
 四 青少年の育成施策の総合企画及び調整に関すること。
 五 健全な社会環境の確保に関すること。

(子育て支援課)

六 子育ての支援に関すること。

七 保育所に関すること。

八 保育士に関すること。

九 認定こども園に関すること。

十 母子保健に関すること。

(児童家庭課)

十一 児童の福祉に関すること。

十二 児童委員に関すること。

十三 ひとり親家庭等の福祉に関すること。

十四 女性の保護及び自立支援に関すること。

十五 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

十六 児童手当に関すること。

十七 子どもの医療費に関すること。

十八 障がい児の福祉に関すること。

十九 発達障がい支援に関すること。

第十五条の表農業支援総室の項第三十四号中「規格化及び品質表示の適正化」を「規格化等」に改め、同項中第四十三号を第四十四号とし、第四十号から第四十二号までを

一号ずつ繰り下げ、
 「(農業経済課) 三十九 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」を

「(農業経済課) 四十 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」に改め、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

第十五条の表生産流通総室の項第十一号中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策」に改める。

第十七条の表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、

「(審査課) 十三 会計事務の指導に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)」を

「(審査課) 十二 会計事務の指導に係る企画及び調整に関すること。」

十三 会計事務の指導に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)」に改める。

「(審査課) 十三 会計事務の指導に係る企画及び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)」に改める。

第十八条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号の表中消防防災航空センターの項、原子力センターの項及び消防学校の項を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 危機管理部

出先機関	設置の目的
消防防災航空センター	消防防災ヘリコプターによる消防防災活動を行わせるため
原子力センター	原子力発電所周辺地域住民の安全対策の義務を行わせるため
消防学校	消防職員、消防団員等の教育訓練を行わせるため

第二十二条の表知事直轄の部及び知事直轄に属する総合安全管理室の部を削り、同表部の部政策監の項中「財務総室」の下に、「危機管理部」あつては「危機管理総室」を加

え、同表企画調整部に附置する避難地域復興局の部中

生活交通担当課長	上司の命を受け、特に指示されるに参画する。
原子力安全対策担当課長	上司の命を受け、特に指示されるに参画する。

け、特に指示された局の事務

原子力安全対策担当課長
 上司の命を受け、特に指示されるに参画する。

け、特に指示された局の事務

生活交通担当課長
 上司の命を受け、特に指示されるに参画する。

た局の事務

た局の事務

に改め、同部避難者支援担当課長の項を削り、同表企画調整部に附置す

る文化スポーツ局の部の次に次のように加える。

局 長	知事の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
局 次 長	局長を補佐し、局の事務を整理する。
私学・法人担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
男女共生担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
雇用労政担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
社会教育担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
義務教育担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
高校教育担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
特別支援教育担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
健康教育担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
総 括 主 幹	上司の命を受け、特に指示された局の事務を掌理する。

保健福祉部に附置することも未来局

第二十二条の表知事直轄に属する知事公室の部中「知事直轄」を「総務部」に改め、同表生活環境部に属する県民安全総室の部、生活環境部に属する原子力損害対策総室の部及び保健福祉部に属する自立支援総室の部を削り、同表部に属する総室（財務総室、企画調整総室、生活環境総室、保健福祉総室、商工労働総室、農林水産総室及び土木総室を除く。）の部中「財務総室」の下に、「危機管理総室」を加え、同表総合安全管理

室、避難地域復興局、文化スポーツ局、観光交流局、知事公室及び総室に属する課の部中「総合安全管理室、」を削り、「文化スポーツ局」の下に、「こども未来局」を加える。第二十二条の二本文中「部等」を「部」に改め、同条の表安全管理監の項を次のように改める。

危機管理監	知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理するとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。
-------	---

第二十二条の二の表原子力損害対策担当理事の項中「及び避難者支援」を削り、同表子育て支援担当理事の項を削り、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。
2 危機管理監の職は、危機管理部長をもって充てる。

第二十二条の六を削り、第二十二条の五を第二十二条の六とする。
第二十二条の四中「前三条」を「第二十二条から前条まで」に改め、同条を第二十二条の五とする。

第二十二条の三中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（風評・風化対策監）

第二十二条の三 前二条に規定するもののほか、総務部に、風評・風化対策監を置き、その職務は、上司の命を受け、東日本大震災からの風評払拭や風化防止に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二条の規定にかかわらず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。

第二十四条の表総務部市町村総室総括主幹の項の次に次のように加える。

危機管理部 主幹	危機管理部危機管理総室危機管理課主幹
----------	--------------------

第二十四条の表生活環境部県民安全総室総括主幹の項、生活環境部原子力損害対策総室総括主幹の項及び保健福祉部自立支援総室総括主幹の項を削り、同表保健福祉部健康衛生総室総括主幹の項の次に次のように加える。

保健福祉部こども未来局	保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課主幹
総括主幹	

別表第一の七の表福島県相双建設事務所の項中「復旧」を「道路・橋梁課」に改

名 称	出 先 機 関 の 出 張 所 等	位 置	所 管 区 域	内 部 組 織		分 掌 事 務
				部 課 又 は 科	課 又 は 課 又 は 科	
福島県 消防防 災航空 センター		石川 郡玉 川村				消防防災ヘリコプターに よる消防防災活動に関す ること。
福島県 原子力 センター		双葉 郡大 熊町				一 原子力発電所周辺地 域の環境放射能の監視 及び測定に関すること。 二 環境放射能に係る調 査分析に関すること。 三 原子力発電所周辺地 域住民の安全対策に関 すること。 四 放射性降下物の測定 及び調査に関すること。

め、同表の七の表を同表の八の表とし、同表の六の表を同表の七の表とし、同表の五の表を同表の六の表とし、同表の四の表福島県北保健福祉事務所の項から福島県相双保健福祉事務所の項までの項中 「十四 行旅病人及び行旅 死亡人に関すること。」 を 「十四 行旅病人及び行旅 死亡人に関すること。 十五 生活困窮者の自立 支援に関すること。」 に改め、同表の四の表福島県中保健所の項中「第五号」を「及び第五号」に改め、「及び第二十一号に定める事務」を削り、同表の四の表を同表の五の表とし、同表の三の表中福島県消防防災航空センターの項、福島県原子力センターの項及び福島県消防学校の項を削り、同表の三の表を同表の四の表とし、同表の二の表を同表の三の表とし、同表の一の表の次に次の一表を加える。

―復興課―
―河川・海岸課―

福島県 消防学 校	福島 市	福島 市	総務課 消防職員、消防団員等の 教育訓練に関すること。	五 原子力に係る広報に 関すること。
-----------------	---------	---------	-----------------------------------	-----------------------

別表第三の一の表福島県私立学校審議会の項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、「私立専修学校」を「並びに私立専修学校」に改め、同表福島県公益認定等審議会の項中「総務部文書管財総室私学・法人課」の下に「及び公益法人又は移行法人を所管する課室」を加え、同表福島県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

福島県民等 保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第三十七条第二項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び意見の具申に関すること。	危機管理 部危機管 理総室危 機管理課
福島県防災 会議	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第二項の規定による福島県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等の防災に関する事務に関すること。	危機管理 部危機管 理総室災 害対策課
福島県石油 コンビナ ー ト等防災本 部	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十七条第三項の規定による石油コンビナート等特別防災区域に係る防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等の防災に関する事務に関すること。	危機管理 部危機管 理総室災 害対策課

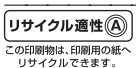
別表第三の一の表福島県防災会議の項から福島県民等保護協議会の項まで及び福島県小児慢性特定疾病審査会の項を削り、同表福島県障がい者施策推進協議会の項及び福島県精神医療審議会の項中「保健福祉部自立支援総室障がい福祉課」を「保健福祉部生活福祉総室障がい福祉課」に改め、同表福島県医療審議会の項及び福島県准看護師試験委員の項を削り、同表相双地区感染症診療協議会の項の次に次のように加える。

福島県医療 審議会	医療法第七十一条の二第一項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項等の調査審議に関すること。	保健福祉 部健康衛 生総室地
--------------	---	----------------------

福島県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二〇三号）第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関すること。	域医療課 保健福祉部健康衛生総室 域医療課 医療人材 対策室
福島県小児慢性特定疾病審査会	別表第三の一の表福島県麻薬中毒審査会の項の次に次のように加える。 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の三第四項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関する審査に関すること。	保健福祉部こども未来局子育て支援課
福島県子ども・子育て会議	別表第三の二の表福島県男女共同参画審議会の項中「生活環境部生活環境総室青少年・男女共生課」を「生活環境部生活環境総室男女共生課」に改め、同表福島県青少年健全育成審議会の項及び福島県子ども・子育て会議の項を削り、同表福島県障害者介護給付費等不服審査会の項及び福島県精神保健福祉審議会の項中「保健福祉部自立支援総室障がい福祉課」を「保健福祉部生活福祉総室障がい福祉課」に改め、同表福島県薬事審議会の項の次に次のように加える。 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項各号に掲げる事務の処理、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項に定める事項並びに次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百一十号）第九条第一項に掲げる事項の調査審議その他子ども・子育て支援に関すること。	保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課
福島県青少年健全育成審議会	福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第三十條第一項の規定による同条例の規定により定められた事項その他知事の諮問事項に関する調査審議並びに青少年の健全な育成に関する事項の調査及び知事に対する建議に関すること。	保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課

福島県いじめ問題調査委員会	附 則 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態に係る調査結果の調査に関すること。	保健福祉部こども未来局児童家庭課
---------------	---	------------------

（行政経営課）



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 印刷所 福島県 株式会社 第一印刷